

平成 27 年（行ウ）第 3 2 8 号事件

東京地方裁判所 民事 3 8 部 A 2 係 御中

意見陳述書

2015 年 12 月 2 日

東京地裁年金引下げ違憲訴訟原告団

団長 金子 民夫

原告団長の金子民夫です。裁判の開始にあたり、原告 728 名を代表して、何故私たちが年金引き下げ問題で裁判所に提訴をしたのか、について意見陳述をさせていただきます。

1 私たちがこの裁判で主張したいことの 1 つは、国の政策の変化で、年金額が減らされる時に、年金受給者が異議を言えないのはおかしい、という点です。

平成 11 年から 13 年にかけて、物価が下落しましたが、政府は、「年金生活者の生活困難に伴う消費の冷え込みなど、景気の後退」を考慮して、物価スライドによる引き下げを行わない、と決めました。これが特例水準といわれるものです。

「100 年安心」とうたわれた平成 16 年の年金制度大改正でも、この特例水準の解消は「物価上昇によって行うこと」とされ、年金支給額の減額はされませんでした。

ところが、平成 24 年の「社会保障と税の一体改革」で、年金支給金額を切り下げ、特例水準解消をするという決定がされたのです。8 年前の政府の方針を 180 度変更するものです。しかもその理由は、年金を毎年自動的に切り下げるマクロ経済スライドを発動させるためでした。

もともと、年金は物価下落にともない、平成 15 年度、16 年度、18 年度、23 年度、24 年と、相次いで減額されてきました。基準になった「全国消費者物価指数」ではパソコンなどの機械の価格が下がり、物価は下がっていると言われます。しかし、私たち高齢者にとって、食品など生活必需品はむしろ値上がりしているというのが実感です。

相次ぐ減額で年金だけの生活では苦しいなか、特例水準解消と言う名目での、さらなる減額は、決定的な打撃となっています。

年金は高齢者の生活にとって命綱、唯一の所得保障です。私たちは自分たちの年金が減額され、生活の基盤が破壊されようとするときに、何も異議がないのでしょうか。苦勞して何年も年金保険料を支払ってきたのに、黙ってい

るしか方法がないというのは、おかしいと思うのです。命綱である年金が、国の一方的な政策で引き下げられ、命を締めることになるなど、到底許せません。

2 主張したいことの2番目は、今の年金は私たちの生活保障にはなっていない、憲法25条の保障する「健康で文化的な最低限度の生活」も保障していない、という点です。

年金受給者は全国で3950万人います。そのうち4割は月額10万円以下です。厚生年金受給者でも月額10万円未満は400万人、国民年金受給者は1000万人を超えます。国民年金は満額でも6万4000円です。5万円以下の人は実に500万人もいるのです。

特例水準解消で、2.5%もの減額となります。どうやって暮らせばいいのでしょうか。私たち年金者組合には、悲鳴のような声が寄せられます。「非正規でもパートでも80過ぎでも働くしかない、死ぬまで働くしかない」、「1日1食か2食にして電気をできるだけ使わない」「現役の時に必死で貯蓄をした、高齢になっても生きていくには月10万円はかかる、貯蓄を取り崩している、年金下げられて取り崩しが増え、貯蓄がなくなっていく、死ぬ時が近づく」、これが正直な年金生活者の声です。

これが本当に「健康で文化的な最低限度の生活」といえるのでしょうか。特例水準解消でさらに減額されれば、暮らしが立ち行かなくなるのは明らかです。憲法25条に違反していることは明白ではありませんか。高齢期になっても年金では暮らしていけない、住宅保障もない、医療も介護も自己負担ばかりが増える、これでは到底「健康で文化的な最低限度の生活」とはいえません。

3 今、「下流老人」とか、「老後破産」という言葉がはやっています。この国には健康で文化的な最低限度の生活さえできない人があふれています。このままでは子どもや孫の世代に、この国はどうなってしまうのだろう、と不安です。

裁判所には、勇気を持って、こんな違憲の状態は改善すべき、との判断を示していただきたいのです。不幸にして貧困になってしまった人々に希望の光がともるような判決をお願いしたいと訴えて、意見陳述を終わります。

以 上